

令和7年11月28日現在

指名停止一覧

有資格者名	本店所在地	理由	指名停止期間 (変更・解除期間)	備考
株式会社サキュレ	大田区仲池上一丁目24番7号	8(不正又は不誠実な行為) (3)前各号に掲げる場合のほか、区契約に關し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる行為	令和7年11月17日から 令和8年2月16日まで 3か月	